

海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律（平成十六年六月二日法律第七十一号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。
。ただし、附則第五条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。